

# 「県内学校向け探究学習プログラム モニター体験会」

## 体験プログラム募集要項

### 1. 目的

修学旅行での体験においても探究学習や問題解決型学習が求められていることから、県内事業者が提供するプログラムのブラッシュアップを目的に、県内学生および学校関係者向けにモニター体験会を実施し、改善点を見出すことで今後のプログラム内容の向上や新規プログラムづくりに生かし、沖縄修学旅行の魅力や学習効果の向上、質の高い修学旅行地としてのブランド力強化につなげる。

総合的な学習（探究）の時間… 変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすものである。 （出典元：文部科学省のHPより引用）

### 2. 実施概要

学習指導要領の改訂により、「総合的な探究の時間」の確保が必要となり、教育現場ではあらゆる教科等においても探究学習が求められるようになってきていることから、修学旅行においても探究学習要素の高いプログラムの需要が高まっている。同様に、県内プログラム提供事業者についても、探究学習型プログラム造成の必要性を感じているという声が高いことから、実際に学生および教員に対しモニター体験を行うことで、教育現場で求められるプログラムについてのニーズ把握とそれを踏まえた既存商品の改良、新規商品造成に繋げる。

### 3. モニター体験対象者

沖縄県内に所在する高等学校の生徒および教員

※人数および団体種別（班単位、クラス単位、学年単位、等）は学校の希望により異なる

### 4. 対象となる体験プログラム

教育旅行向けに提供されている探究学習に特化した体験プログラム

## 5. プログラム体験費用

プログラム体験については、1人当たり上限1万円（税込）とし、9割をOCVBが負担、残り1割を受入事業者が負担するものとする。体験費には体験内容に応じ必要な保険（例：賠償責任保険、傷害保険等）の加入代金も含むこと。

## 6. 事業の流れ

- (1) 応募書類に基づき、対象プログラムを選定、決定
- (2) 県内高校に対し、モニター体験会参加希望学校を募集
- (3) 体験会参加希望からOCVBへ申込
- (4) 学校側とプログラム提供事業者間で日程等実施詳細の調整、決定
- (5) モニター体験会実施
- (6) 報告書および精算関係書類をOCVBへ提出
- (7) OCVBからプログラム提供事業者へ体験費用の支払い

## 7. モニター体験会に係る今後のスケジュール

- (1) モニター体験対象プログラム募集  
募集期間：令和5年12月11日（月）～令和5年12月27日（水）  
対象プログラム決定：令和6年1月5日（金）（予定）
- (2) 「県内学校向け探究学習プログラム」モニター体験会  
実施期間：令和6年1月29日（月）～令和6年2月29日（木）  
場所：各体験プログラム業者の指定場所
- (3) 実施報告書及び各種証憑類の提出  
提出期限：令和6年3月8日（金）  
※ 提出書類に基づき、対象経費をOCVBより事業者へ支払う。

## 8. 募集枠

修学旅行向け体験プログラム 8件程度（1事業者につき、1件のみ応募可能）

- ・応募多数の場合は、事務局にて選定する場合がある。
- ・体験プログラムについては学校側が希望のものをリストから選択するため、対象プログラムに選定されても、学校の受入れを確約するものではない。

## 9. 募集条件

対象事業者は、以下の要件をすべて満たす企業または団体とする。

- (1) 修学旅行の受入実績があること
- (2) 沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること
- (3) 自社にて有する既存の、あるいは現在造成に取り組んでいる探究学習に特化したプログラムについて、本事業を通じて改良に取り組むこと
- (4) モニター体験会対象期間（令和6年1月29日（月）～2月29日（木））に受入ができること
- (5) 体験に係る費用のうち、1割を負担すること
- (6) 体験受入に係る調整について、学校と直接やり取りができ、円滑に受入および報告ができること
- (7) モニター体験実施後、指定の報告書および精算関係書類をOCVBが定める期日までに提出すること
- (8) モニター体験受入に関する実施内容および報告内容について、沖縄県およびOCVBが必要に応じて対外的に公表・共有することを了承すること
- (9) 申込内容に虚偽がないこと
- (10) その他 OCVB が適当と判断する事業者

## 10. 申込方法

締切日までに様式1を記入の上、指定形式データで下記の宛先にE-Mailで送付すること。

提出期限：令和5年12月27日（水） 15：00まで

<提出先>

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 受入推進課 教育旅行チーム  
比嘉／屋宜 宛

件名：【提出】「県内学校向け探究学習プログラム モニター体験会」申込書

MAIL：[shuryo@ocvb.or.jp](mailto:shuryo@ocvb.or.jp)

## 11. 応募書類

応募に際し提出する書類は以下のとおり。

- (1) 会社概要 ※PDFにて提出  
会社の概要が分かる書類（会社のHPの写し可）
- (2) 応募申込書(様式1) Excel版

## 12. その他

### <注意事項>

- (1) 県内体験事業者は「令和5年度 県内学校向け探究学習プログラム モニター体験会」募集要綱を遵守することを承諾の上、申込むこととする。
- (2) プログラム内容が当事業の趣旨、公序良俗に反しないものとする。
- (3) OCVBが適当でないと判断した事業者については、応募をお断りすることもある。
- (4) 体験プログラム中の管理は各事業者が責任を持つものとし、盗難、紛失、火災、傷害、損傷などによる損害については、OCVBは責任を負わないものとする。
- (5) OCVBは、天災やその他災害、その他不可抗力によってモニター体験会を中止することがある。その場合、OCVBはこれによって生じる損害、費用の増加、その他体験事業者に生じた不利益な事態は、責任を負わないものとする。